

1-④ 市会だより等における議案に対する議員個人の賛否態度の公表

現 状	<p>市会だより及び市会ホームページにおいて、全ての議案について、会派ごとの賛否態度を公表している。</p> <p>起立表決の場合において、会派内で賛否態度が一致しないときは、当該会派の賛否態度につき「賛否双方あり」として公表しており、議員個人の賛否態度について明らかにしていない。</p> <p>なお、記名投票については、昭和24年以後、現在まで実施例がない。</p>
検討趣旨	<p>市会だより及び市会ホームページにおいて、議案に対する議員個人の賛否態度を公表するのかどうか検討する。</p>
論 点	<p>① 市会だより及び市会ホームページにおいて、議員個人の賛否態度を公表するのかどうか。</p> <p>&lt;実施する場合の課題等&gt;</p> <p>ア 起立表決の場合は、起立者の多数を認定するだけであるので、市会だより等で公表するに当たり、議員個人の賛否態度を確認するための方法が必要となる。</p> <p>イ 無記名投票の場合は、議員個人の賛否態度を把握できない。</p> <p>ウ 市会だよりには紙面スペースに制約があり、市会ホームページでもあまりに大きい表は見づらくなる。</p> <p>② 実施する場合、簡易表決の議案については、全会一致である旨のみを公表することとするのか。</p>
参 考	<p>【他都市の状況】</p> <p>○ 札幌市において、議決結果に反対した会派又は議員名を付記し、ホームページに掲載している。議会報には、主な議案の議決結果（全会一致か賛成多数か）を付記のみ。賛否態度の把握方法については、会派ごとに確認票への記入を依頼し、事前に把握している。（会派内で意向が分かれるケースについては、その詳細について明記するよう依頼している。）。</p> <p>○ 名古屋市において、市会だより及びホームページにおいて公表している。（別紙参照）</p> <p>【根拠法令】</p> <p>○京都市会会議規則</p> <p>第81条 議長が、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>